

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第112号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の3項を加える。

- 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による申込書の提出は、京都府自治体情報化推進協議会（以下この条において「協議会」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、入居の申込みに係るものを使用して行うことができる。
- 前項の規定による提出は、第1項各号に掲げる事項を、入居申込者の使用に係る電子計算機から入力することにより行うものとする。
- 第3項の規定により行われた提出は、協議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに市長に到達したものとみなす。

別表第3 1山科市営住宅の項を次のように改める。

山科市営住宅第1棟	6,070	4,850	4,550	3,630
山科市営住宅第2棟 及び第3棟	6,020	4,810	4,510	3,600

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- この規則による改正後の京都市市営住宅条例施行規則別表第3 1の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(都市計画局住宅室住宅管理課)